

風営法の改正により 地区計画区域で制限される風俗営業施設の 内容が変更になります。

【風営法の改正について】

* 風営法：風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の略

- 改正内容：風俗営業施設でない施設が増えます。（右図参照）

- ① ダンスホールは風俗営業ではなくなりました。
- ② ナイトクラブ営業で低照度（薄暗い）の施設以外は風俗営業ではなくなります。

- 改正主旨：ダンスは文化であるので、ダンスをすることのみで規制をかけることは不相当となりました。

【地区計画区域の用途制限の変更について】

平成 28 年 6 月 23 日より

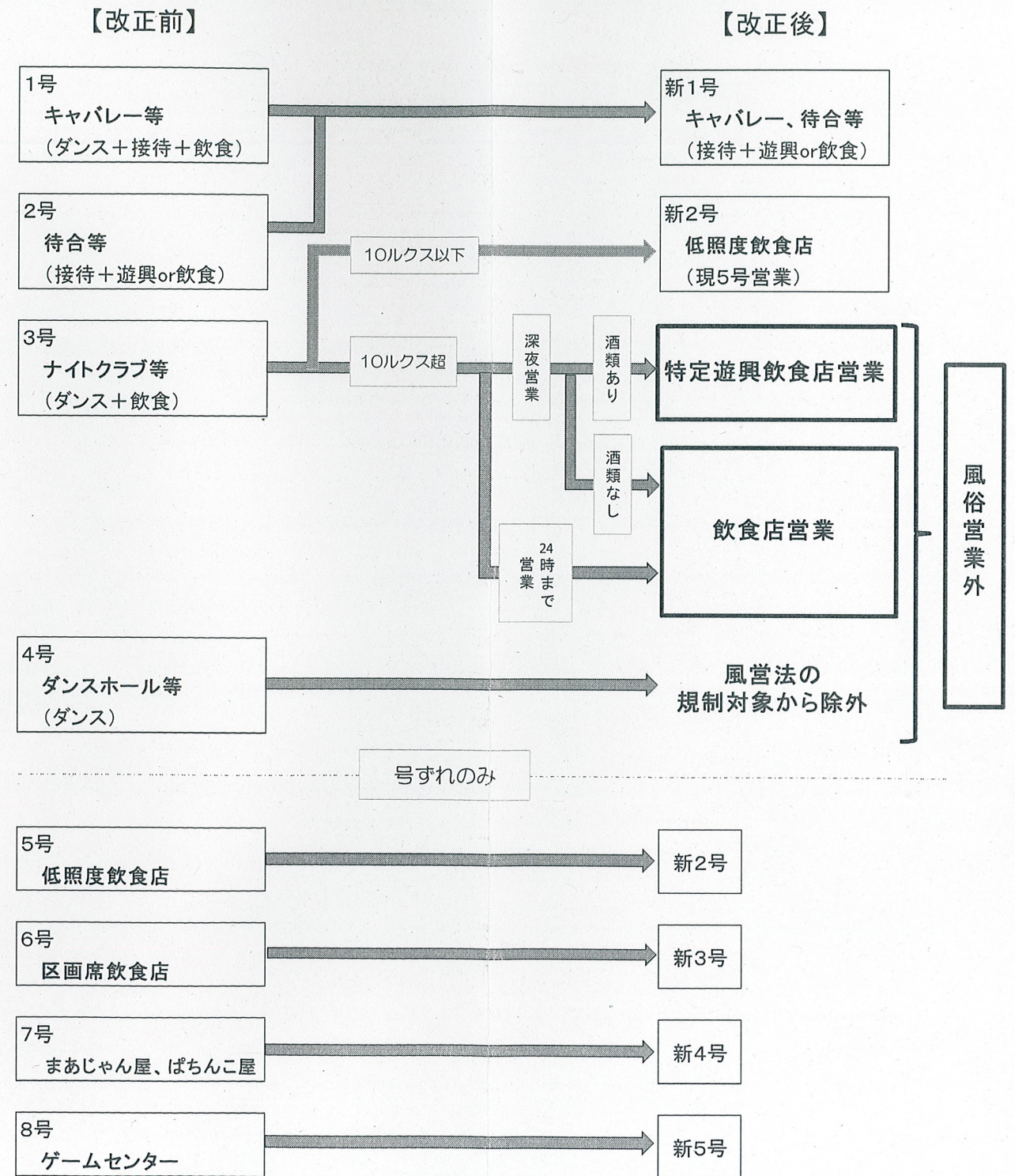
- ① ダンスホールは制限されません。
- ② ナイトクラブで低照度のもののみ制限されます。

- ◎ 地区計画の内容変更については都市計画課にて行います。
- ◎ 変更後の内容は、後日案内し、ホームページにも掲載します。

★ 地区計画について疑義・不明な点については下記までお問い合わせください。

金沢市都市整備局都市計画課 担当：土田・定司
TEL 220-2353 FAX 222-5119
e-mail : tokei@city.kanazawa.lg.jp

<参考：風営法第2条第1項（風俗営業）の改正内容>



※地区計画ガイドの「建築物等の用途の制限」の風営法第2条第1項の部分が変更になります。